旭医大達第80号
令和7年6月19日

国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長　　西　川　祐　司

# 国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議規程（平成16年旭医大達第193号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| （略）<br>（組織）<br>第3条　会議は，次に掲げる者をもって組織する。<br>(1)　国立大学法人旭川医科大学経営協議会規程（平成16年旭医大達第149号）第3条第1項第4号の構成員のうちから，国立大学法人旭川医科大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）において選出された者　5人<br>(2)　国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程（平成16年旭医大達第2号）第3条第1項第2号から<u>第7号まで</u>の構成員のうちから，国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）において選出された者　5人<br>（略） | （略）<br>（組織）<br>第3条　会議は，次に掲げる者をもって組織する。<br>(1)　国立大学法人旭川医科大学経営協議会規程（平成16年旭医大達第149号）第3条第1項第4号の構成員のうちから，国立大学法人旭川医科大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）において選出された者　5人<br>(2)　国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程（平成16年旭医大達第2号）第3条第1項第2号から<u>第5号まで及び同条第2項各号</u>の構成員のうちから，国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）において選出された者　5人<br>（略） |

| | |
|---|---|
| 附　則<br>この規程は，令和7年6月19日から施行する。<br><br>【改正理由】<br>教育研究評議会規程の改正に伴い、規定の整備を図るものである。 | |